

# 消費者安全法

## I 総則

○消費者教育の推進 国及び地方公共団体の責務として、消費者教育の推進等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

## II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

- 都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施（第8条～第9条）
  - ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理等に関する必要な調整
  - ・事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託
  - ・国及び国民生活センターは、研修等必要な援助を実施
  - ・秘密保持義務規定（国民生活センター役職員についても同様の規定。国セン法第9条）
- 消費生活センターの設置等（第10条～第11条）
  - ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参照し条例整備
  - ・消費生活センター等に消費生活相談員を置く
    - ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
    - ・消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
  - ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、指定消費生活相談員（市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

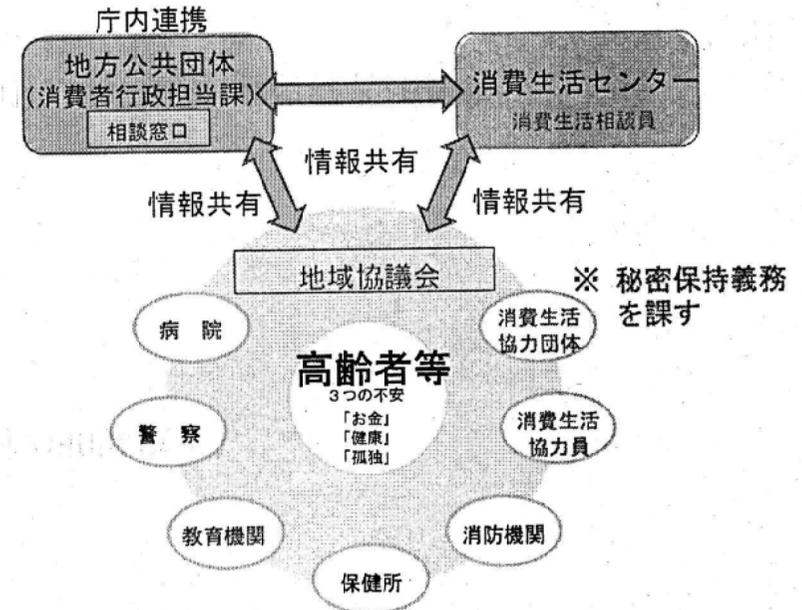
## III 地方公共団体の長に対する情報の提供

- 消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供（第11条の2）
  - ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供

## IV 消費者安全の確保のための協議会等

- 消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）
  - ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、消費者安全確保地域協議会を組織
  - ・協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う
  - ・秘密保持義務規定
- 消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7及び第11条の8）
  - ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱
  - ・秘密保持義務規定

## 地方消費者行政の連携イメージ



## V 登録試験機関

- 登録の要件等（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）
  - ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する登録試験機関として登録しなければならない
- 登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）
  - ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
  - ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

## VI 附則

- 経過措置（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者〔消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者〕について、
  - ・消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
  - ・講習を修了した者は、施行後5年以内に限り合格者とみなす
- 施行期日：平成28年4月1日（附則第1条）
  - （指定消費生活相談員については、平成31年6月12日までに施行）